

.....
平成20年 第2回（定例会）山口県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第1日）

平成20年10月31日（金曜日）
.....

議事日程

平成20年10月31日 午前11時00分開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号 平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第2号 平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 財団法人全国自治協会への相互救済事業の委託について
- 日程第8 議案第5号 平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議員提出議案第1号 山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

.....
本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号 平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第2号 平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 山口県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 財団法人全国自治協会への相互救済事業の委託について
- 日程第8 議案第5号 平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

追加日程第1 議案第6号 副広域連合長の選任について

日程第9 議員提出議案第1号 山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する
規則

.....

出席議員（9人）

1番 青木 賢次君	2番 新山 玄雄君
6番 末若 憲二君	7番 関谷 博君
8番 山田 健一君	9番 藤田 忠夫君
10番 古木 哲夫君	11番 行重 延昭君
12番 渡辺 純忠君	

.....

欠席議員（3人）

3番 島津 幸男君	4番 秋山 哲朗君
5番 河内山哲朗君	

.....

欠 員（なし）

.....

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 野村 興兒君	副広域連合長 末岡 泰義君
代表監査委員 岡村久壽男君	事務局長 三原 俊寛君
会計管理者 松原 信政君		

.....

午前11時00分開会

○議長（行重 延昭君） 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから平成20年第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

.....

日程第1. 議席の指定

○議長（行重 延昭君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに当選された秋山哲朗議員の議席は、4番の議席を指定いたします。

.....

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番、新山玄雄議員及び12番、渡辺純忠議員を御指名いたします。

日程第3. 会期の決定

○議長（行重 延昭君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日のみといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定をいたしました。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

日程第7. 議案第4号

日程第8. 議案第5号

○議長（行重 延昭君） 日程第4、議案第1号平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第5号平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野村興児連合長。

○広域連合長（野村 興児君） 本日、平成20年度の一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただきますために、第2回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変御多用な中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、8月に開催いたしました臨時会以降の諸状況につきまして、御報告を申し上げたいと存じます。座って御説明いたします。

去る6月12日の政府・与党決定によります見直しを踏まえまして、本広域連合におきましても、8月臨時会での御議決をいただき、所得の少ない方々に対し、所得割額の5割軽減及び被保険者均等割額の一律8.5割軽減を実施いたしまして、平成20年度における保険料の更なる負担軽減を実施いたしました。

なお、この負担軽減に係る財源は国から補てんされるものであり、この予算措置を盛り込んだ国の補正予算につきましては、10月16日に可決、成立したところでございます。

また、この間、本広域連合では新聞広告を掲載し、今年度における軽減措置のほか、保険料の納付

方法を年金天引きから口座振替による納付に変更することができること、被用者保険の被扶養者であった方についても10月から保険料の納付をお願いすること及び重度心身障害者医療費助成制度の助成要件の見直しについて、一層の周知に努めてまいりました。

国におきましては、既に皆さんも御承知のとおり、福田内閣から麻生内閣に交代する中で、長寿医療制度の運営や広域連合のあり方を含めた制度全体の見直しについて多くの意見や議論が交わされており、

本広域連合といたしましては、国の動向を注視しつつ、事業を着実に実施し、今後とも円滑な制度運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で報告を終わります。それでは、ただいまより上程いたしました議案第1号から議案第5号までにつきまして、提案理由の説明をいたします。お手元の議案参考資料を御参照いただきたいと思います。

まず初めに、議案第1号平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、第1条の歳入歳出予算の補正を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,465万7千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億134万8千円といたしております。

歳入について申し上げますと、財産収入は、今年度において見込まれます基金の利子を計上し、141万3千円を増額いたしております。

繰越金は、平成19年度一般会計の決算額の確定により、前年度繰越金1,324万4千円を増額いたしております。

以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出について御説明を申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費に1,325万7千円を増額いたしております。

民生費につきましては、老人福祉費に140万円を新たに計上しております。

次に、議案第2号平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、第1条の歳入歳出予算の補正を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万2千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,754億7,236万1千円といたしております。

歳入について申し上げますと、被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料の激変緩和措置分及び広告料につきまして、国からの交付金により昨年度に造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金からの補てんにより措置いたしますことから、市町支出金を3億4,793万6千円減額するとともに、同額及び広告料分の財源として基金からの繰入金3億5,069万8千円を新たに計上いたします。

以上で歳入の説明を終わります。次に歳出について御説明を申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費に、広告料276万2千円を増額いたしております。

保険給付費につきましては、療養給付費及び高額療養諸費におきまして、その財源を、市町支出金から基金繰入金に変更するものでございます。

次に、議案第3号山口県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

改正の主な内容は、地方自治法の改正によりまして、議会の議員の報酬に係る規定が行政委員会の委員等の報酬の規定と分離されるとともに、議員の報酬の名称が議員報酬と改められましたことから、所要の改正をいたすものでございます。

次に、議案第4号財団法人全国自治協会への相互救済事業の委託について、御説明を申し上げます。

これは、広域連合の所有する財産の損害に対する相互救済事業を財団法人全国自治協会に委託することについて、地方自治法第292条において準用する同法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

歳入歳出決算の状況につきましては、歳入総額8億4,802万9,243円、歳出総額8億3,478万4,414円でございます。

歳入歳出差引額は1,324万4,829円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は、同額の1,324万4,829円でございます。

決算の内容及び詳細につきましては、配布いたしております平成19年度一般会計決算関係資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で議案に対する説明は終わりました。

次に、平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の審査に伴う意見の報告を求めます。岡村久壽男代表監査委員。

○代表監査委員（岡村久壽男君） 代表監査委員の岡村でございます。

それでは、御報告させていただきます。

去る8月22日、本広域連合大会議室におきまして、平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、審査に付された決算書を、関係諸帳簿、証拠書類等により照査した結果、いずれも決算計数に相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行、収入支出事務及び財産の管理等についても、関係法令等に従い、適正に処理さ

れているものと認められました。

詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算意見書を御参照いただきたいと存じます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 以上で代表監査委員の報告を終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論なしと認めます。

それでは、これより採決といたします。議案第1号平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号平成20年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号山口県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号財団法人全国自治協会への相互救済事業の委託について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号平成19年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

午前11時14分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（行重 延昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。お手元に配布のとおり、広域連合長から議案第6号副広域連合長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、審議することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号副広域連合長の選任についてを日程に追加し、審議することに決しました。

追加日程第1. 議案第6号

○議長（行重 延昭君） 議案第6号副広域連合長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。野村興兒広域連合長。

○広域連合長（野村 興兒君） ただいま上程されました議案第6号副広域連合長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

末岡泰義副広域連合長の任期が来る11月13日で満了し、同日付けで退任されることになりました。

末岡副広域連合長は、初代の副広域連合長として、就任以来、終始、積極的にその責務を果たされてきたところでございます。

ここで、同氏の在任中の御労苦に感謝をし、深く敬意を表するものであります。ありがとうございました。

つきましては、後任といたしまして、江島潔氏を副広域連合長に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第6号副広域連合長の選任について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議員提出議案第1号

○議長（行重 延昭君） 日程第9、議員提出議案第1号山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番、末若憲二議員、お願いします。

○議員（6番 末若 憲二君） それでは、議員提出議案第1号山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を申し上げます。

去る6月の地方自治法の一部改正によりまして、議会活動の範囲を明確にすることを目的に、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができることとなりました。

本広域連合議会におきましても、議会運営等の協議、調整の場として全員協議会を開催しておりますことから、その位置づけを明確にするため、このたび、会議規則の一部を改正する規則を御提案申し上げます。

改正の主な内容につきましては、全員協議会に関する規定を追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。

全議員の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 以上で議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行重 延昭君） 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行重 延昭君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。議員提出議案第1号山口県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（行重 延昭君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決され

ました。

.....

○議長（行重 延昭君） 以上で、今定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会議事規則第35条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

これをもって平成20年第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前11時21分閉会

.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年10月31日

議 長 行 重 延 昭

署名議員 新 山 玄 雄

署名議員 渡 辺 純 忠